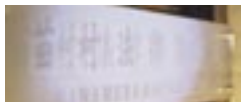


Namrun Quarterly

ナムランクォーターリー

発行所／苗村法律事務所 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング711号室



Index

道州制の導入!?
...1

【苗村法律事務所のファイルより】
合併会社の取締役の選任に関する
議決権の行使についての
株主間合意とその効力
...2～4

【最近の判例から】
著作権の消滅後における
著作権表示
...4～5

本間弁護士 入所の挨拶
事務局から
...6



道州制の導入!?

8月にシンガポールへ行ってきました。本誌最後のページで自己紹介をしております本間拓洋弁護士が研修をさせて頂いた、ケルビン・チア法律事務所にお邪魔するというので、私もご挨拶をさせて頂こうと思ったからです。勝手知ったる本間弁護士の案内の下、整然と並ぶフードコート内の海鮮おかゆ、地元の人たちが列をなして並ぶバクテー（骨付き豚のおすまし煮込みスープ、こしょう味が効いてまったく臭いがなく超美味）などのローカルフードに舌鼓を打ち、またケルビン・チア弁護士に招待頂いたマンダリンホテルのレストランの北京ダックのあまりの香ばしさに驚嘆しました。食べ物の話ばかりが先行して恐縮ですが、他にも驚いたことがたくさんありました。

まずは、街の美しさ。他の東南アジアの諸国では、旺盛に育つ街路樹やスクールなどの影響もあり、どちらかというと歩道などがガタガタとしていたり、少しどぶの臭いがきつかったりといった独特の雰囲気がありますが（これも好きです）、シンガポールの街を歩いていても日本にいるのと全く変わらず、整然とした歩道が続きます。また、屋台もフードコートにすっきりおさまリ、街の美観を損なうことがありません。

それから、安全。今回は夜中に歩いたりということはしませんでした（ローエイシアの大会で数年前にお邪魔したときは、巨大なディスコに真夜中に行ったような気がします）、本間弁護士が、シンガポールの検察官から伺った話によれば、非常に厳罰のせいか、ほとんど重大犯罪は起こらないとのこと。道路にゴミを捨てるなどの軽微犯罪は私達も犯しかねず、旅行中、ちょっと緊張を強いられますが。

そして、活気。リーマンショックの前に訪問したので、その後のかの地の経済情勢は分かりませんが、4月以降、資金の流れがストップしていた日本と違い、港湾の拡大、高層ビルの建設など大変な活況で、シンガポールの勢いを感じるということになりました。

なぜ、シンガポールがこんなに元気なのか？タイガービールを片手に検討した結果、一つには、国の小ささがあるのではないかとということになりました。シンガポールは、国土面積約697.1km²（東京23区とほぼ同じ）、人口約4,185.2千人（日本の1/30）です。その国を、少しく強力なリーダーシップを発揮する現政権の政治、経済運営の巧さ、事態への対処の迅速さが現在のシンガポールに繁栄をもたらしているのではないかと気がします。

日本は人口、経済規模など少し大きくなりすぎ、様々な社会、経済の変化に迅速、的確に反応できていない気がします。短絡的な思考かも知れませんが、現在の高裁管内ブロックなどを一つの単位として道州制を導入し、各州を一つの独立の経済単位とし、各州で独自の政策、税徴収などができれば、迅速果敢な変化への対応ができるのではないかと。シンガポールの夜景が教えてくれた、一つのヒントです。

最後になりますが、ケルビン・チア法律事務所とは、今後協力関係を結ぶことで合意、東南アジア各国に拠点を持つ同事務所との連携で、各国の最新法律事情等をセミナーなどでご紹介できればと思っております。

苗村博子
（なむらひろこ）



ケルビン・チア法律事務所の皆さんと

合弁会社の取締役の選任に関する 議決権の行使についての株主間合意とその効力

I. はじめに

企業活動のグローバル化が速度を増していく昨今、外国企業のリソースを享受し自社のリソースを活用して高いシナジー効果を発揮させるための基本的な法的スキームの一つが外国企業との合弁会社（Joint Venture）の設立です。合弁会社を設立する理由や利点はそれぞれではありますが、いずれにせよ合弁会社の株主たる企業にとって合弁会社の運営や意思決定に実質的に関与できることは、一つの重大な関心事です。しかし、日本の会社法上 50% を超える議決権を有する株主は、全ての取締役を選任することができてしまいます（会社法第 329 条第 1 項、同法第 309 条第 1 項）^①。

そこで、少数派の株主たる企業も合弁会社の運営や意思決定に実質的に関与できるようにするため、株主間で Joint Venture 契約（以下、「JV 契約」といいます）を締結し、各株主たる企業が自己の推薦する一定の員数の取締役を選任できるよう議決権の行使について合意することがあります。そして、かかる合意を実効化すべく、実務では様々な取り組みがなされてきました。

今回は、外国の企業 A が 60% を、日本の企業 B が 40% を出資し、日本

に合弁会社 C 株式会社を設立する場合に、AB 間の JV 契約（以下、「本件 JV 契約」といいます）にて、C の取締役 5 名のうち 3 名を A が推薦、2 名を B が推薦して、それぞれ推薦された者が取締役に選任されるよう議決権を行使する旨の合意（以下、「本件合意」といいます）のあるケースをモデルケースとして、その合意の効力について検討したいと思います。なお、本件 JV 契約の準拠法は日本法、裁判管轄地は大阪地方裁判所とし、また通常合弁会社は、株式譲渡制限を付して設立されることから、C も株式譲渡制限を付した会社であることを前提として、検討を進めます。

II. 定款記載による 本件合意の実現

1. まず、取締役の選任に関する議決権の行使についての株主間の合意を実現する手段としては、合弁会社において取締役の選任に関する内容の異なる種類株式を発行することが考えられます（会社法第 108 条第 1 項第 9 号）^②。

モデルケースでは、例えば X 種の株主は X 種の種類株主総会で 3 名の取締役を選任し、Y 種の株主は Y 種の種類株主総会で 2 名の取締役を選任する旨を定款に定め、X 種の株式を

A が、Y 種の株式を B が取得することで本件合意を実現していくことになります。

2. また、取締役を選任する株主総会の決議要件を加重し、それを定款に記載することによって、間接的に少数株主の意向を取締役の選任に反映させる方法も考えられます（会社法第 341 条参照）。前述したとおり会社法の規定に従えば、モデルケースでは、60% の持ち分を有する A は原則として全ての取締役を選任することができます。しかし、例えば、C の定款にて、「取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の多数を持って行わなければならない。」と定めた場合、A は単独では取締役を選任することができません。結局 B との本件合意に従った取締役を選任せざるを得ない結果となるため、かかる方法も有効な手段と考えられています。

3. さらに、株主が取締役の選任に関して株主総会で行使できる議決権を株主ごとにそれぞれ一定の員数の取締役に限る旨定款に定めることによって、取締役の選任に関する議決権の行使についての株主間合意を実現し

ていくことも考えられます。モデルケースでは、Aは自己の推薦する3名の取締役の選任についてのみ、Bも自己の推薦する2名の取締役の選任についてのみCの株主総会において議決権を行使できる旨定款に記載することになります。なお、このように株主総会の議決権に関する事項について株主ごとに異なる取扱いをする旨を定款で定めることは、株主平等原則(会社法第109条第1項)の例外として、公開会社でない株式会社について認められており(会社法第109条第2項、同法第105条第1項第3号)、Cの上記のような定款の定めも許容されるでしょう。

4. 上記の各方法を定めたCの定款に違反した株主総会の決議がなされた場合、当該決議は、決議取り消しの対象となります(会社法第831条第1項第2号)。よって、少数株主たるBは、本件合意をいずれかの方法でCの定款に反映させることによって、自己の取締役選任に関する利益を確保できることとなります。

Ⅲ. 定款記載によらない 本件合意の実現

1. AB間のパワーバランス上、必ずしも上記Ⅱで検討しました定款の定めをAが受け入れるとは限りません。本件合意がCの定款に反映されなかった場合、本件合意には、いかなる効力が認められるのでしょうか。

2. まず本件合意の有効性については、旧商法時代のものですが、東京高裁平成12年5月30日の判決が参考になります^(四)。東京高裁は、取締役の選任に関する議決権の行使についての合意につき、「本来、株主がどのように議決権を行使するかは株主の自由であり、商法上、株主総会は株式数の多数によって決議される機関とされており、したがって、会社は多数の株式を有する株主によって支配されるものであるとされていることに鑑みると、株主が多数の賛成を得るために他の株主に働きかけて右のような合意をすることは、何らこれを不当視すべきものではなく、」と判示し、有効性を一般的に認めました。学説においても、取締役の選任に関する議決権の行使についての合意を有効とするのが通説であり、モデルケースの本件合意も有効性は認められることとなるでしょう。

3. それでは、Aが本件合意に違反してCの株主総会にてAが推薦する取締役5名を選任した場合、Bは、いかなる措置を講じることが可能でしょうか。

この点、会社法第831条第1項が列挙する決議取消事由には、契約違反は列挙されておらず、一般的には、取締役の選任に関する議決権の行使についての合意に違反する議決権の行使があったとしても、その効力は取り消し得るものではないと解されています。したがって、BがAに対して取りうる手段

としては、債務不履行責任の追及、具体的には損害賠償の請求をしていくことが考えられます。

もともと、BのAに対する損害賠償請求は、Bの推薦する者がCの取締役に選任されないことによりBが一体いかなる損害を被ったのか損害の内容が明確でなく、困難を伴うことが想定されます。そこで実務上は、一方の当事者が取締役の選任に関する議決権の行使についての合意に違反して議決権を行使した場合に、違反をされた当事者がJV契約を解除し、当該違反をした当事者の保有する株式を合理的な価格で(または、合理的な価格より安価で)譲り受ける規定や、直接的に違約金に関する規定をJV契約に設ける等の措置を講じることがあります。モデルケースでも、本件合意に違反して議決権を行使した当事者の株式を相手方当事者が安価で譲り受けることができる旨の規定を本件JV契約に設けることによって、本件合意の履行を確保することが期待できます。

Ⅳ. まとめ

以上のとおり、取締役の選任に関する議決権の行使についての株主間合意の実効性を確保するため、まずは交渉の過程においてしっかりと合意内容を何らかの方法で定款に記載することを目的とすべきこととなります。しかし、契約交渉のパワーバランス上、定款記載が困難な場合は、JV契約に

において、違約金の規定又は株式の譲受の規定を設ける等して、JV 契約上の合意の履行を確保する努力をすることが重要となります。

- (i) 少数派の株主としては、累積投票制度（会社法第 342 条）を利用することも考えられますが、同制度を利用したとしても常に自己の出資比率と比例する数の取締役が選任できるとは限らず、同制度のみによっては、少数派の株主の意図を酌んだ取締役の選任を達成できるとは言えません。
- (ii) 委員会設置会社及び公開会社は、かかる種類株式を発行することができません（会社法第 108 条第 1 項但書）。
- (iii) 東京高等裁判所判決平成 11 年（ネ）第 5672 号（判例時報 1750 号 169 頁）
- (iv) 非公開会社であることを特徴とする合併会社の株主全員の合意事項であれば、その合意違反は定款違反に準じて扱うとの解釈も主張されていますが、そのような判断をした裁判例はみあたらず、実際に JV 契約の締結を検討する際には、JV 契約上の合意だけではそれに反する株主総会の決議の効力は否定されないと考えておくべきでしょう。



本間拓洋
(ほんまたくひろ)

最近の判例から

著作権の消滅後における著作権表示

はじめに

今回は、著作権の存続期間満了後における『©』などの著作権の存在を窺わせる表示が、不競法^{※①}2 条 1 項 13 号の品質等の誤認表示に該当するかが争われた、大阪高裁平成 19 年 10 月 2 日判決^{※②}をご紹介します。

不競法 2 条 1 項 13 号への該当性が直接争われた事例ではありませんが、類似の裁判例としては、特許を受けていないにもかかわらず特許表示と紛らわしい『PAT』という表示を付した行為について、旧不競法 2 条 1 項 5 号^{※③}に該当する旨判断した、アースベルト事件差戻後控訴審判決^{※④}がありますので、こちらをご参照ください。

事案の概要及び争点^{※⑤}

1. 事案の概要

X は、ベアトリクス・ポターが創作した絵本である「ピーターラビットのおはなし」中の絵柄の一部を使用したタオル（以下「X 製品」といい、X 製品に使用されている絵柄を「本件絵柄」といいます）の販売を企画しました。本件絵柄の原画の日本における

著作権は、存続期間満了によりすでに消滅していましたが、同著作権の日本における管理業務（商品化許諾業務）を行う Y は、ライセンシーに対し、ライセンス商品につき、本件絵柄の原画につき未だ著作権が存続しているかのような『©』などの表示を使用させていました（以下かかる Y の行為を「本件表示行為」といいます）。

そのため、X 製品の取扱いを予定する百貨店等は、Y からの著作権に基づく権利行使を危惧し、これが一因となり、X 製品の取扱いを躊躇するという事態が生じました。

そこで、X が、Y に対し、①著作権が存続期間満了により消滅したことを理由に、Y が X に対し著作権に基づく差止請求権を有しないことの確認を求めるとともに、② Y が本件表示行為により需要者ないし取引者をして著作権が日本において未だ存続しているかのように誤認させていることを理由に、不競法 3 条に基づき本件表示行為の差止を求めた事案です。

2. 争点

本判決において判示された主要な

争点は、①確認の利益の有無、②本件表示行為が不競法 2 条 1 項 13 号の品質等の誤認表示に該当するか、という点です。

判旨及び本判決の意義^{※⑥}

1. 争点①「確認の利益の有無」について (1) 判旨

本判決は、Y の「1 審被告^{※⑦}が X 製品にある本件絵柄の原画につき著作権を有したことはないし、有していると主張したこともなく、独占的通常実施権者は差止請求権を有さず、代理行使も許されない」などとして、著作権に基づく差止請求権を行使するおそれはないと主張したのに対し、「消極的確認訴訟の場合、被告が権利の存在を何らかの形で主張していれば、特段の事情のない限り、原告としてはその権利行使を受けないという法的地位に不安・危険が現存することになるというべきであり、これを除去するために判決をもってその不存在の確認を求める利益を有するものということができる」とした上、「1 審被告が表示させている本件©表示は、本件絵柄とそう

でない二次的著作物を何ら区別することなく、包括的に著作権を表示するものとなっているなど、実際上の機能として本件絵柄の原画について未だ著作権が存続しているとの印象を与えるおそれのあるものであり、1 審被告はこれを前提にその侵害に対しては断固たる法的措置を採ることを言明しているものであって、少なくとも外観上、1 審被告が自己又はライセンシーの名の下に、自らの判断で又は FW 社の指示によって X 製品にある本件絵柄につき著作権に基づく差止請求権を行使するおそれがないとはいえない」として、確認の利益を肯定しました。

(2) 本判決の意義

本判決は、「少なくとも外観上、1 審被告が…著作権に基づく差止請求権を行使するおそれがないとはいえない」として、Y が差止請求権を行使し得るか否かにかかわらず、外観上の権利行使の可能性を理由に、確認の利益を肯定しているものと考えられます。貸金債権の有無が争われる典型的な消極的確認訴訟において、争いの対象となる貸金債権を行使し得るか否かにかかわらず、確認の利益が認められることからすれば、上記判示は当然のようにも思われますが、本判決は、著作権に基づく差止請求権に関する消極的確認訴訟における確認の利益の有無につき具体的に判断しており、著作権のみならず他の知的財産権に関する差止請求権の不存在確認請求訴訟においても実務上の参考になるものと考えられます。

2. 争点②「本件表示行為が不競争法 2 条 1 項 13 号の品質等の誤認表示に該当するか」について

(1) 判旨

本判決は、「1 審原告は、1 審被告に対して、ベアトリクス・ポターが創作した著作物に被告表示※⑧を使用してはならないこと、及び 1 審被告のライセンシーに対してベアトリクス・ポターが創作した著作物に被告表示を使用させ、又はこれを表示させた商品の販売、広告をさせてはならないことを請求するところ、請求にかかる「ベアトリクス・ポターが創作した著作物（の複製物）」に「これ（被告表示）を表示させた商品」は極めて多岐にわたることが窺われる」とした上、「商品」の「品質」「内容」を「誤認させる」表示をしたか否かは、当該具体的商品の具体的内容を前提に具体的に品質、内容を検討した上で決せられる事柄であり、そのような具体的検討もなく、被告表示が一般的、抽象的に「商品」の「品質」「内容」を誤認させるとすることはできない…1 審原告は、一般的、抽象的に主張、立証するのみであり…例示的に、例えばタオルという商品であれば、消費者等の需要者は、タオルの素材となる繊維の種類、配合割合、肌触り、仕上がり具合等を当該商品の典型的選択基準とすると考えられるところ、タオルの種類、性格等によっては当該タオルの絵柄そのものが選択基準となる場合もあり、当該タオルの種類、性格の如何により、当該絵柄が著作権の保護を受ける著作物であるか否かが選択基準となることも生じ、要は具体的個々の商品につき個々に結論が異なる可能性がある…個々の商品につきその成否を判別するに足りる証拠が十分でないというほかなく、個々に具体的商品を特定して主張、立証していない以上、1 審原告

の主張はこれを認めるに十分でないというべきである」として、X の請求を斥けました。

(2) 本判決の意義

本判決は、著作権消滅後にもかかわらず『©』などの著作権の存在を窺わせる表示をさせることが、直ちに不競争法 2 条 1 項 13 号の品質等の誤認表示に該当するものとはせず、消費者等の需要者の立場から、『©』などの著作権の存在を窺わせる表示が付されたことが当該商品の選択基準として機能していたか、換言すれば、著作権の保護を受けるといことが選択基準として機能していたかどうかという観点から、品質等の誤認表示とみるべきか否かを決すべきことを示し、具体的個々の商品によって異なる判断がなされるべきことを示しています。今後、本件と同種の事案において、品質等の誤認表示の有無を判断する際の一つの枠組みを示すとともに、同種の訴訟における主張、立証の指針を示すものとして、おおいに参考になるものと考えられます。

※① 不正競争防止法を指します。以下同じ。

※② 判決全文は、<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20071003092524.pdf>(最高裁 HP)、判例タイムズ 1258 号 310 頁以下に掲載されています。

※③ 現在の不競争法 2 条 1 項 13 号に相当する規定です。

※④ 仙台高裁平成 4 年 2 月 12 日判決。判例タイムズ 793 号 239 頁以下に掲載されています。

※⑤ 事案の把握及び本判決の理解のため最低限必要と思われる範囲で、適宜省略しております。

※⑥ 判旨は、本判決において重要と考えられる部分を、筆者の判断により抜粋したものです。本判決においては、各争点とも、ここに抜粋したほか、当事者の主張に対応して判断が示されています。とりわけ、争点②については、万国著作権条約との関係など興味深い論点についても言及されています。

※⑦ 1 審被告は Y、1 審原告は X を指しています。

※⑧ 『©』などの、著作権の存在を窺わせる表示を指しています。



貞嘉徳
(さだよしのり)

Our New Comer



本間拓洋
(ほんまたくひろ)

この度、米国ボストン大学への留学、シンガポール及びベトナムでの法律事務所勤務及び外務省での公務を終え、大阪の地に戻り、苗村法律事務所に参加することとなりました本間拓洋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

また、約3年間との長きにわたる留守中ご迷惑をおかけしました皆様方、大変申し訳ございませんでした。今後の業務一つ一つに、「何かさらに良いものを」の精神で臨み、少しずつお返しをしていけるよう精進して参る所存ですので、今後とも何卒よろしくお願いいたします。

9月の初めには正式な形でご挨拶状も送らせて頂きましたところですし、また同挨拶状は、当事務所ホームページにもアップされておりますので、今回はや

や肩の力を抜いた自己紹介をさせていただきますと思います。

昭和51年生まれの私は、バブル経済崩壊前の超高度成長期を支えて休み無く働いていた父とそれを支える母、バブルを謳歌した大学時代を送っていた姉の下で少年時代を過ごし、大学生活という「自由」を手に入れた時にはバブル崩壊、就職の時期には後に「ロストジェネレーション」とカテゴライズされる就職超氷河期を生きてきました。当時ごく一部の少数精鋭しか企業に採用されないご時世で資格ブーム。私の目は親族から「やめとけ」と説得されつつも司法試験に向かい、祖母だけが信じて疑わなかった合格を無事手にしたわけです。

23歳の時、私は司法試験の合格祝いとして、アメリカ横断バスの旅に出かけました。約1月半かけてサンフランシスコからニューヨークまで。旅の目的は、アメリカの大学訪問、陪審裁判見学と、法律事務所訪問でした。この旅は、ますますグローバル化する日本経済に弁護

士もしっかりと対応する必要があることを強く意識させるものになりました。

そんな思いを胸にアメリカの旅から戻り、司法修習生であった時に苗村弁護士と出会いました。あれは北新地のあるバー。それなりにお酒も入っていたのでしょうか。アメリカと日本を重ね、東京一極集中の我が国を危惧する苗村。そんな苗村の「一緒に大阪を元気にしようや!」の一言に「よっしゃ!」と、意気投合したのが、今ここにあります所以でございます。

ベトナム法務に従事しておりました当時、「チャイナ・プラスワン」というキーワードが流行していました。このキーワードにあやかり、私も「弁護士・プラスワン」の精神で、これまで取り扱って参りました国内案件の弁護士業務他、涉外案件も扱うことのできる弁護士として、皆様のお役に立っていきたく思っております。どんな小さなご相談でもまずはお気軽にご連絡下さい。どうぞよろしくお願いいたします。

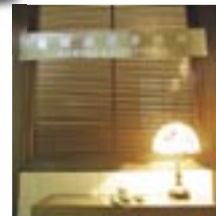


▲これは11月6日の事務所会食で、上海蟹を食べに行ったときの写真です

事務局から

8月に事務所改装工事を行い、執務室の殺伐とした雰囲気ととてもシックな落ち着いた雰囲気へとすばらしい変貌を遂げ、New 苗村事務所になりました。そして、9月から本間が入所し、すべてのメンバーが揃い、みな気持ちをパリッと引き締めなおして毎日いきいきと過ごしております。改装工事ですべて新しいところから再スタートしたとはいえ、書類や資料がとても多いため、改装から2ヶ月経った今、弁護士の机の上はすでに…ご想像にお任せいたします(笑)。本間の歓迎会をしようしようと提案しつつ、毎日の仕事にかまけてなかなか予定が立たず、10月の半ばにやっと実現することができました。いつも言っておりますが、苗村事務所は本当に食べること、飲むことが好きなメンバーの集まりで、今回は苗村がとってもおいしいフレンチが頂けるとの情報を得、「ラ・ベカス」というお店にみんなで行ってまいりました。お店の雰囲気もお店の対応もお料理の味も最高で、普段フレンチから縁遠い私たちは最初ドキドキしていたのですが、とってもおいしいシャンパンやワインの力も借りて、だんだんと楽しくなり、時間を忘れるほどお喋りに夢になってしまいました。本間弁護士とゆっくりお話もできて、とても楽しい会でした。これから仕事以外にも会食や社内旅行の予定が目白押しの苗村事務所ですが、弁護士と事務局と力を合わせてより一層パワーアップしていきたいと思っております。

<http://www.namura-law.jp>



苗村法律事務所

〒530-0047
大阪市北区西天満
2丁目6番8号
堂島ビルディング711号室
※地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅1番出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩5分
TEL : 06-4709-1170
FAX : 06-4709-0131
受付時間/9:00~18:00